

名古屋市業務継続計画【震災編】(第3版)(概要)

1. 総論 (本編 第1章)

1.1 業務継続計画見直しの背景

本計画は、地震の影響により行政機能が低下する中であっても、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務の実施に全力を挙げる体制を整えることを目的として平成24年に策定され、以降、南海トラフ巨大地震の被害想定公表や名古屋市の組織改正に伴い必要な改正が行われてきた。

しかしながら、計画が策定されて以降、平成28年熊本地震を始め、大規模災害が全国各地で発生し、新たな課題が指摘されているところである。

今回見直しでは、そうした状況を踏まえ、計画策定以降に発生した大規模災害の教訓や策定後の状況の変化等を反映した所定の改定を行うものである。

1.2 計画の目的・位置付け

名古屋市業務継続計画の策定目的、効果のイメージ、地域防災計画との関係を以下に示す。

【業務継続計画の目的】

(1) 大規模災害時における行政機能を継続させることの重要性を認識

災害時、最低限継続しなければならない行政機能や、喪失することにより行政サービスの遂行・復旧が不能になってしまう要因等を整理・認識する。

(2) 大規模災害時のリスクと本市の課題の認識

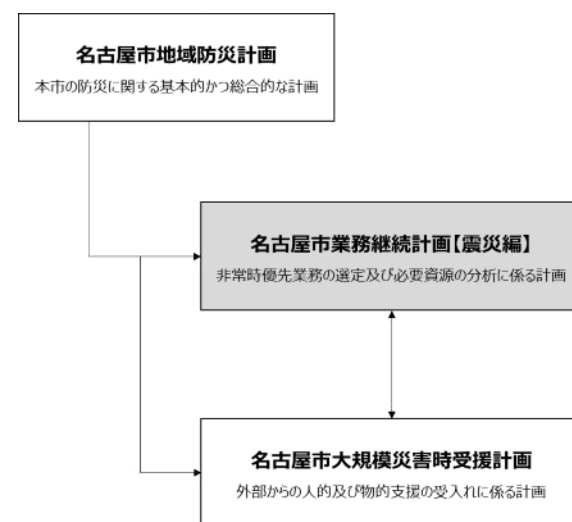
本市保有施設・設備・システムの情報を収集整理し、耐震性、堅牢性等のチェックを行う。これにより、災害時の機能損傷リスクや機能損傷時の影響リスク等を取りまとめ、課題を抽出する。

(3) 非常時優先業務の必要性の認識

行政機能の低下が避けられない状況下における、休止・停止が許されない業務の抽出とそれを達成する目標時間の設定、業務継続実施体制を整理・認識する。

【地域防災計画・業務継続計画・受援計画の関係】

項目	地域防災計画	業務継続計画 (BCP)
位置付け	震災等の対策に関する総合的かつ具体的な事項を定める計画	地域防災計画の細部計画及び通常業務復旧のための事項を定める計画
対象	本市、防災関係機関、市民及び事業者	本市
業務を実施する期間	災害予防、応急対策、復旧・復興まで	発災から1か月間
視点	行政の被害を想定せず、各機関が実施すべき対策規定	行政自体にも甚大な被害があることを想定し、非常時優先業務を選定



2. 過去の災害の教訓と見直しの視点 (本編 第2章)

計画の見直しに当たっては、東日本大震災及び平成28年熊本地震での被災都市において整理された教訓・対応等を整理し、本市への適用を見直しの考え方として整理した。

東日本大震災(仙台市)・熊本地震(熊本市)を踏まえた業務継続計画上の主な教訓

区分	内容
業務執行	<ul style="list-style-type: none"> 平常時と同等の通常業務を求められたことにより災害対応業務が停滞したこと 災害対応の最前線となる区役所の窓口が閉鎖できず通常業務を絞り切れなかったこと 各局や区間で業務の不均衡が発生したこと
避難所運営支援	<ul style="list-style-type: none"> 多数の避難者が発生し、長期にわたって避難所を開設したことにより、多くの職員が避難所従事にあたったこと 発災当初において、派遣する人員が不足し、派遣された職員も経験不足により適切な運営支援ができなかったこと
人員シフト	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後から復旧・復興の各局面において圧倒的に人員が不足したこと 発災当初から避難所運営支援に多くの人員が割かれ、その後の生活再建支援業務(家屋被害調査等)へ円滑に人員をシフトさせられなかったこと

上記教訓等を踏まえ、改定内容を検討

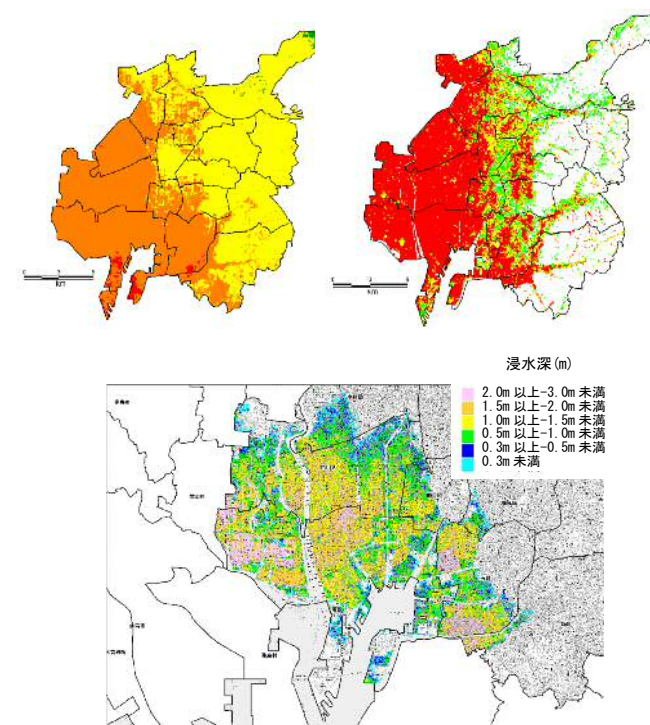
●主な見直しのポイント

- 業務の優先順位の明確化【4.4.1「業務の優先順位の明確化」参照】
- 人員体制の見直し【4.4.2「人員体制の見直し」参照】
- 発動手続きの創設【5「業務継続計画の発動」参照】

3. 前提とする地震と被害想定 (本編 第3章)

平成26年2月及び3月の本市被害想定による南海トラフ巨大地震を計画の前提とする災害としている。なお、業務継続計画における想定地震の発災時刻は、冬の休日、夕刻の18時としている。

【震度分布(上左)・液状化可能性分布(上右)・浸水範囲(下)】【主要諸元と被害数量(南海トラフ巨大地震)】



1. 想定地震		南海トラフ巨大地震		
2. 地震規模		マグニチュード9.0(津波9.1)		
3. 名古屋市内の最大震度		震度7		
4. 液状化可能性面積率	大 (PL>15)	41%		
	中 (5≤PL≤15)	14%		
	小 (0<PL<5)	8%		
	なし (PL=0)	37%		
5. 浸水面積	浸水深	30cm以上	6,950 ha	あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定
		50cm以上	6,305 ha	
		1m以上	4,333 ha	
		1.5m以上	1,944 ha	
		2m以上	569 ha	
6. 主要被害予測数量	①建物被害(冬・夕18時)	全壊棟数	約44,350棟	過去の地震を考慮した最大クラスの地震を想定
		焼失棟数	約21,000棟	
	②人的被害(冬・深夜)	死者数	約6,700人	
		負傷者数	約15,000人	
	③避難者数(冬・夕) ※3	約373,000人		
④帰宅困難者数(平日昼12時)	約145,000~151,000人			
⑤ライフライン機能支障	上水道	約357,000戸		
	下水道	約61,000戸		
	都市ガス	約59,000戸		
	LPGガス	約59,000戸		
	電力	約1,228,000軒		
電話(固定電話)	約413,000回線			

(平成26年2月及び3月公表の本市独自の被害想定調査結果をもとに作成)
 ※1 ... 津波の範囲に、地震による地殻変動の沈降量を加えた値
 ※2 ... 津波水位から潮位(T.P. 1.2m)を引いた高さ
 ※3 ... 自宅避難等の避難所以外の避難者も含む

4. 業務継続計画策定の基本方針 (本編 第4章)

4.1 名古屋市業務継続計画の基本方針

名古屋市の業務継続計画が目指す基本方針を以下に示す。

【基本方針】

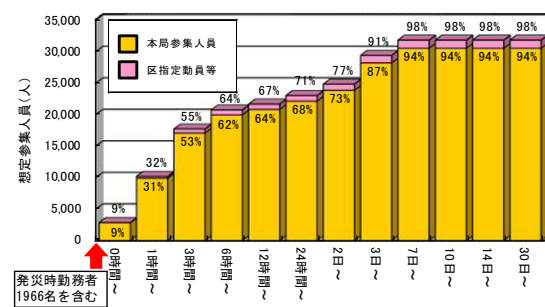
- ①市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめるため、災害対策業務を中心とした非常時優先業務の実施に全力を挙げる。(非常時優先業務の実施)
- ②非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のために必要な資源の確保と適切な配分を行うこと。(非常時優先業務のための資源確保)
- ③全庁的取り組みとして業務継続力の向上に努めること。(非常時優先業務のための体制確保)

4.2 業務継続にかかる必要資源の状況

業務継続計画にかかる必要資源の状況として、庁舎施設、情報システム、職員(動員・参集)等の現状を整理分析した。

その例として、職員の居住場所や、阪神・淡路大震災の被災自治体での参集状況を鑑みて検討した、職員非常参集予測結果を右に示す。

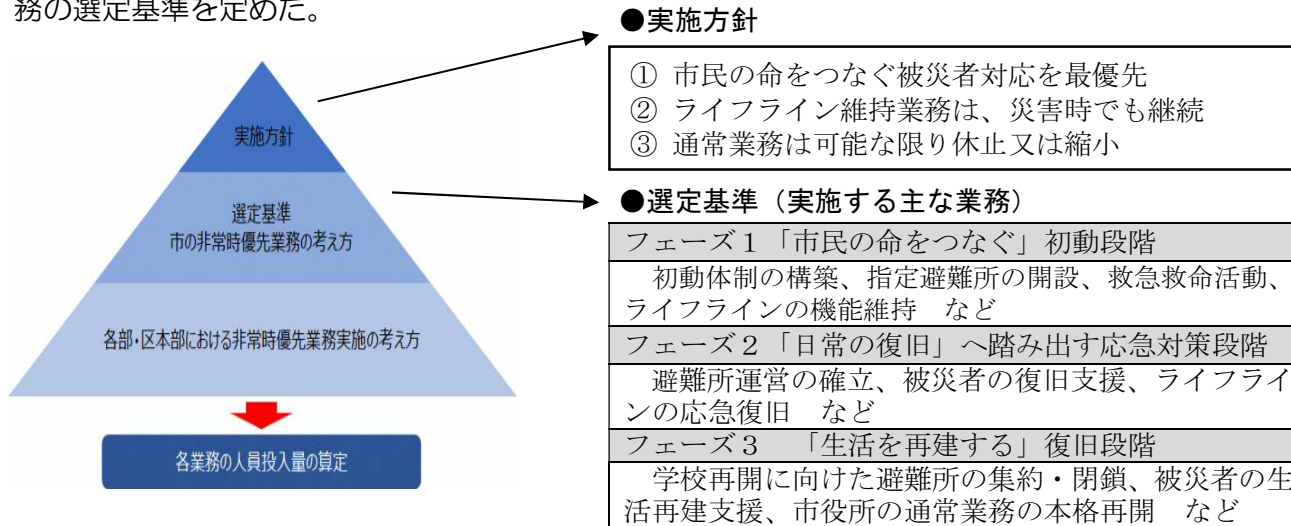
【参集予測結果(本局各部合計)】



5. 非常時優先業務の選定 (本編 第5章)

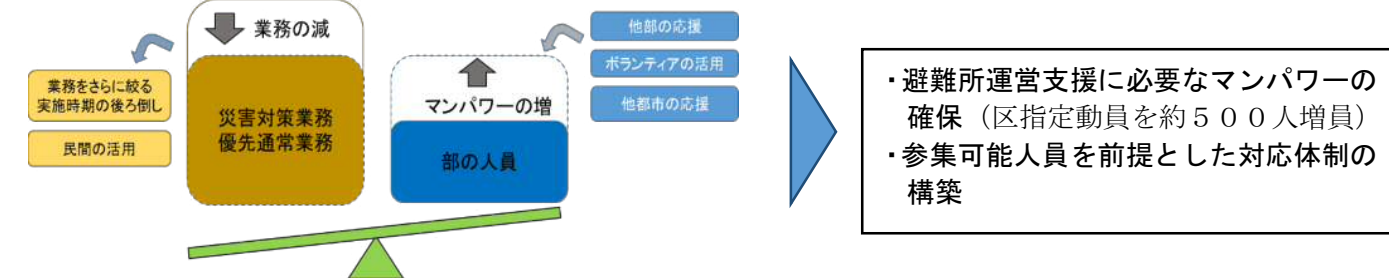
5.1 業務の優先順位の明確化

災害対応における業務の優先順位がより明確になるよう、以下のとおり全庁的な実施方針・優先すべき業務の選定基準を定めた。



5.2 人員体制の見直し

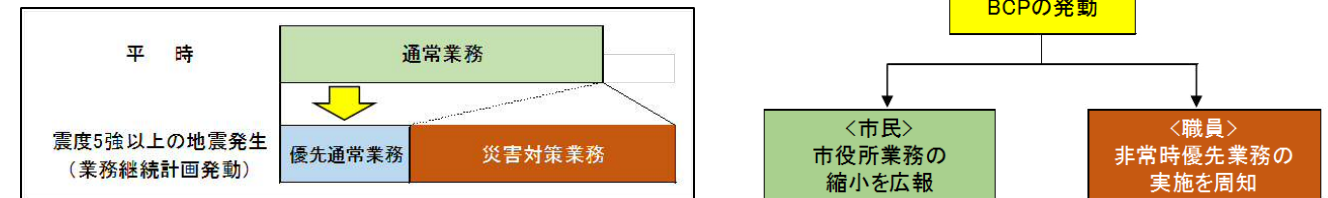
5.1の優先順位を踏まえ、業務量と投入人員のバランスを図った上で、非常時優先業務の必要人員を再整理した。



6. 業務継続計画の発動 (本編 第6章)

大規模災害が発生した時に、全庁を災害対応モードに切り替える合図(トリガー)として発動手続きを創設し、発動・解除に係る要件、実施方法、周知方法等を規定した。

- 市域に震度5強以上の地震が発生した場合に自動発動
- 災害対応体制への移行に係る手続きを明示



※発災後の被害状況や市民生活への影響を踏まえ、対する場合あり

7. 業務継続における現状の課題 (本編 第7章)

業務継続目標を達成するため、右の一覧に示すように、過去の大規模災害を踏まえた教訓や、資源・業務分析結果を受けた業務継続に関する各種課題を抽出し、名古屋市災害対策実施計画において課題の解決に向け、取り組みの推進を図ってきた。

引き続きの取り組みが必要な課題については、平成30年に策定された災害対策実施計画において課題の解決に向けた事業を掲載し、毎年度、同計画掲載事業としてその実施状況の把握を行っていくこととしている。

【各種課題の一覧】

分類	課題
庁舎施設・設備	1) 自施設被災時の代替施設の選定 2) 災害対応の中核拠点における上下水道機能の確保 3) 停電時の非常用電源・燃料の確保 4) 職員用防災備蓄の確保
情報システム	1) システムの早期復旧に向けた体制の構築 2) ハードウェア損傷対策の実施 3) 災害時においてシステムを安定運用するための人材確保
業務継続体制	1) 発災初期の人員の構築 2) 柔軟な人材運用を可能とする体制の確保 3) 職員の災害対応能力の向上 4) 防災関係機関・ボランティア等の受入体制の構築 5) 物資の集配体制の構築 6) 職員の健康管理・メンタルヘルスクア体制の構築 7) 協力事業者の防災対策促進及び連携体制の構築 8) 職員個人の日常からの防災対策の実施 9) 新たな津波浸水想定区域での対応体制の整備

8. 業務継続マネジメント体制の確立 (本編 第8章)

業務継続計画は、様々な検証や訓練等で抽出された問題点を踏まえて、継続的に改定を行っていく必要がある。また、対策の実施状況を踏まえた改定・調整も必要となる。

このため、業務継続計画の改定は、右に示すマネジメント体制のもと、必要に応じて行うものとする。

【業務継続マネジメント体制】

<組織名称>	<主な役割>	<開催頻度>
名古屋市危機管理対策本部会議	○基本方針の検討 ○計画改定結果の承認	必要に応じて
幹事会	○改定計画・改定方針の策定 ○局室区の非常時優先業務の見直し	年1回以上
事務局 (防災危機管理局危機対策室)	○最新被害想定結果の反映 ○研修・訓練の企画運営 ○業務継続計画文書の取りまとめ	随時

【PDCAサイクルによる計画の見直し】

